明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（総務・財務五）　一
○租税特別措置法施行規則及び復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令（財務五三）　二四
○医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一〇）　二六
〔告　示〕
○医療法施行規則第九条の二十三第一項第七号ロの規定に基づき高難度新規医療技術について厚生労働大臣が定める基準（厚生労働二四六）　二九
○医療法施行規則第九条の二十三第一項第八号ロの規定に基づき未承認新規医薬品等を用いた医療について厚生労働大臣が定める基準（同二四七）　三〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金解散・清算人就任・清算結了・清算人退任関係　四六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三三
会社その他
会社決算公告　五四

省令

○総務省・財務省令第五号

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第二章及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第一章の規定に基づき、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十八年六月十日

総務大臣　山本　早苗
財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則

（定義）

第一条　この省令において、「外国居住者等」、「居住者」、「非居住者」、「内国法人」又は「外国法人」とは、それぞれ外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する外国居住者等、居住者、非居住者、内国法人又は外国法人をいう。

（関連するプロジェクトの範囲）

第二条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下「令」という。）第四条第三項に規定する総務省令、財務省令で定めるものは、同項の外国居住者等の一のプロジェクトと商業的一体性を有する当該外国居住者等の他のプロジェクトとする。

（事業から生ずる所得に対する所得税の非課税の規定の適用を受ける者の届出等）

第三条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省・自治省令第一号。以下「租税条約等実施特例省令」という。）第一条の二第一項、第二項及び第五項、第四条第一項、第八項、第十一項、第十二項及び第十五項、第六条第一項、第二項及び第五項並びに第九条第一項、第二項及び第五項の規定は、法第七条第一項の規定の適用がある同項に規定する事業から生ずる所得について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる租税条約等実施特例省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の二第一項	相手国居住者等は	その者が恒久的施設若しくは固定的施設を有しないこと又はその者が有する恒久的施設若しくは固定的施設に帰せられないことを要件とする租税条約の免除を定める租税条約
	外国居住者等（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。以下同じ。）は	おいて同法
外国居住者等所得相互免除法第七条第一項	おいて所得税法	当該租税条約の効力発生の日
適用開始日（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十六条第一項に規定する適用開始日をいう。以下同じ。）	効力発生の日。	同条第一項第四号
所得税法第百六十一条第一項第四号	適用開始日。	